

個 別 受 入 基 準 (徳島東部処分場)

(別表2)

| 廃棄物の種類 | | 受入基準 | 受入基準の運用 |
|-----------------------|---|---|--|
| 一般廃棄物 | 燃 え 殻 | <ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみの焼却残灰で熱しゃく減量10%以下のもの | <ul style="list-style-type: none"> 乾燥状態のものは加湿を行い、湿潤状態のものは十分に水分を除去すること |
| | 不 燃 ご み | <ul style="list-style-type: none"> 破砕されたもので最大径30cm以下のもの 圧縮されたもので最大径50cm以下のもの 中空の状態でないもの | <ul style="list-style-type: none"> 可燃物は焼却すること 腐敗性のものが付着していないこと |
| 産 | 廃プラスチック類 | <ul style="list-style-type: none"> 中空の状態ではなく、かつ、最大径が概ね15cm以下に破砕し、切断し、水面に浮遊しないよう工夫したもの | <ul style="list-style-type: none"> 飛散防止対策等の処置を講じたもの |
| | 金 属 く ず | <ul style="list-style-type: none"> 中空の状態ではなく、かつ、最大径が概ね30cm以下のもの | <ul style="list-style-type: none"> 著しい異物が付着していないこと |
| ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | | | |
| 業 | が れ き 類 | 同 上 | <ul style="list-style-type: none"> 木くずその他ごみ等を含まないこと |
| | ば い じ ん | <ul style="list-style-type: none"> 飛散防止の処置を講じたもの | <ul style="list-style-type: none"> 大気中に飛散しないよう梱包する等必要な措置を講じていること |
| 廃 | 無 機 性 汚 泥 | <ul style="list-style-type: none"> 含水率85%以下、かつノルマルヘキサン抽出物質量5%以下のもの | <ul style="list-style-type: none"> 水に浸した場合に浸出液が著しい色を呈しないこと 著しい臭気がないこと |
| | 鉦 さ い | <ul style="list-style-type: none"> 火気を帯びてなく、かつ、最大径が概ね30cm以下のもの | <ul style="list-style-type: none"> 飛散防止対策等の処置を講じたもの |
| 棄 | シュレッダーダスト (自動車等破砕物) | <ul style="list-style-type: none"> ノルマルヘキサン抽出物質量5%以下のもの 中空の状態ではなく最大径15cm以下のもの 水面に浮遊しないよう工夫したもの | <ul style="list-style-type: none"> 廃自動車、廃電気製品を破砕した以外のものを含まないこと |
| | 燃え殻(紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、ゴムくず、動植物性残渣、廃油、有機性汚泥等を焼却したもの) | <ul style="list-style-type: none"> 熱しゃく減量10%以下のもの | <ul style="list-style-type: none"> 乾燥状態のものは加湿を行ない、湿潤状態のものは十分に水分を除去すること 著しい飛散性、臭気がないこと 水に浸した場合に浸出液が著しい色を呈しないこと |
| 物 | 廃石膏ボード | <ul style="list-style-type: none"> 最大径が概ね30cm以下のもの 水面に浮遊しないよう工夫したもの | <ul style="list-style-type: none"> 水に浸した場合に浸出液が著しい色を呈しないこと 著しい異物が付着しないこと |
| | 陸 上 建 設 残 土 | <ul style="list-style-type: none"> 主に公共事業から発生する陸上建設残土 | <ul style="list-style-type: none"> 水分を多量に含まないものであること 木片、ごみ等他の廃棄物が混在していないこと 流動性のあるもの及びシルト分、粘土分を多量に含まないものであること 樹木の根等異物が概ね除去されていること |
| 港 湾 浚 渫 土 砂 | | <ul style="list-style-type: none"> 徳島小松島港、今切港、栗津港、撫養港から発生する浚渫土砂で港湾当局が適当と認めたもの | <ul style="list-style-type: none"> 木片、ごみ等他の廃棄物が混在していないこと 水分を多量に含まない物であること |